

平成27年度 林野公共事業の事業評価(事前評価)に係る技術検討会議事概要

1 日時

平成28年2月4日 13:30～15:30

2 会場

関東森林管理局 5階中会議室

3 出席者

(技術検討会委員) 谷本丈夫委員長、梅田修史委員、葛城奈海委員、
淵上勇次郎委員

(関東森林管理局) 森林整備部長、計画保全部長、
計画課長、治山課長、資源活用課長、
森林整備課課長補佐
企画調整課長、監査官、監査係長

4 議題 森林環境保全整備事業の事前評価について

(奥久慈・那珂川・利根上流・富士森林計画区)

5 議事概要

(委員) 新規採択チェックリスト II 優先配慮事項の項目に「事業計画区域のⅢ～Ⅶ齢級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている」とあるが、この判定基準は一般会計化後も変わらないのか。間伐もやるが、主伐も行い、なおかつ樹種を更改して森林の機能を高めるといふ施策に変えてきているかと思うが。

また、参考資料として添付している各森林計画区の概要において、事業計画の主伐量がかなりのものとなっているが、このことは事前評価に含まれているのか。

(関東局) 今回ご審議いただいている事業評価については、公共事業という位置付けの森林整備事業を対象として評価している。森林整備事業は主伐(皆伐)を対象としておらず、間伐等までの事業であり、まだ主伐・再生林の体系全体までは入っていないところ。
今後、森林整備事業の範囲が広がってくれば、主伐についても評価することになる。

(委員) 同じく新規採択チェックリスト II 優先配慮事項(3)③の被害地等の早期復旧の項目について、森林災害の発生状況が判定基準となっているが、事業の効果判定と結びついていないように見える。これはどういうことか。

(関東局) 過去に雪害や風害等があった場合、森林整備事業においても積極的に対応していくという意味である。

(委員) 評価個表に更新面積や保育面積等の数字が挙げられているが、今後5年間で事業を実施する場所が予定として決まっているのであれば、なぜそこで事業を実施するのか、という理由を資料の中に明記すべきではないか。

目的があって、それに対して評価があり、地域の特徴があるわけなので、それが評価結果の中に反映されないとなんとなく違和感がある。

一方、評価個表のうち、箇条書き形式で森林整備を行う観点を記載しているものもあるが、このような書き方をすれば非常にわかりやすい。

(関東局) 短い文章ではあるが、なるべく地域の特色を出そうとしている。
特に路網整備については、伐採計画に応じて延長が長かったり短かったり、既存の林道に応じて違ったりするので、数字に違いが出てくる。
また、伐ったところは植栽し、植栽したところは保育していくということを積み重ね、属地的に計画している。
評価個表の書きぶりについてはもう少し工夫したい。

○評価対象案件について

(委員) 今回審議した事前評価4件について、提示された評価案に何点か修正が必要であるが、おおむね妥当と考える。